

広島県告示第二百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十三年四月十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

矢野海田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
安芸郡海田町曙町七九四番三地先から 安芸郡海田町曾田五四八〇番二地先まで	旧	一八・〇〇〇 七三・〇〇〇	一八七二・〇〇	
安芸郡海田町曙町七九四番三地先から 安芸郡海田町昭和中町七四八番九地先まで	旧	一六・〇〇〇 三六・〇〇〇	三三五・〇〇	
安芸郡海田町曙町七九四番三地先から 安芸郡海田町曾田五四八〇番二地先まで	新	一八・〇〇〇 七三・〇〇〇	一八七二・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 三〇六・五〇 メートル